平成２８年（フ）第７３５号
埼玉県草加市旭町４丁目４番32号　ビーチハイム102号
債務者　大塚　祐子（旧姓長岡）
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２８１号
千葉市若葉区桜木北３丁目８番29号　シンフォニア若葉２－３号
債務者　中村　源治
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２９６号
千葉市若葉区野呂町560番地３
債務者　吉田　順一
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３０８号
千葉県市川市末広２丁目４番12―203号（カノンビル）
債務者　石塚　一朗
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３３７号
千葉県船橋市高根台６丁目６番１―805号
債務者　久利生千登世
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３３９号
千葉市稲毛区小中台町675番地１　セプティモ稲毛202号
債務者　瀬戸　三雄
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３４６号
千葉県市原市市原33番地６
債務者　小泉　哲也
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３４７号
千葉市花見川区花見川３番８棟306号
債務者　黒島　達志
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３５５号
千葉市中央区新宿２丁目５番20号　タナムラビル302号
債務者　佐藤　陽子（旧姓島崎）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３６５号
千葉県船橋市藤原２丁目10番３号　ノースタウン藤原102号
債務者　濱野　清
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３９３号
千葉県船橋市習志野１丁目６番24号
債務者　干場　敦
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４１５号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区22棟304号
債務者　相良　大地
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２０２８号
名古屋市熱田区旗屋２丁目３番11号
債務者　梶田　新吾
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０８９号
名古屋市名東区香坂1415番地　下八田荘203号、従前の住所名古屋市名東区山の手１丁目416番地　サンローヤル香流302号
債務者　伊藤　広美（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１２号
愛知県一宮市開明字西出32番地１　エルノリタケ203号
債務者　熊澤　敏明
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３１３号
愛知県一宮市開明字西出32番地１　エルノリタケ203号
債務者　熊澤さおり
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１２１４号
京都市上京区日暮通下立売上る天秤町581番地８
債務者　松本　博美
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係